

硫黄酸化物に係る規制基準

ア 排出基準

$$q = K \cdot 10^{-3} \cdot H_e^2$$

q : 硫黄酸化物の量 (m³/時)

K : 地域ごとに定められた値 (地域区分については、次項の「【参考】地域区分」参照)

地域区分	A	B	C
K	1.17	1.75	17.5

H_e : 補正された排出口高さ(m)

イ 硫黄酸化物実排出量の計算

(ア) 燃料中硫黄分からの算出

$$q = W \times \rho \times S \times 10^{-2} \times 0.7$$

q : 硫黄酸化物の量 (m³/時)

W : 燃料の燃焼能力 (L/時)

ρ : 比重

S : 燃料中硫黄分 (%)

(イ) 排出ガス中硫黄酸化物濃度が既知の場合の算出

$$q = G' \times C \times 10^{-6}$$

G' : 最大乾き排出ガス量 (m³/時)

C : 排出ガス中硫黄酸化物濃度 (ppm)

(ウ) 金属溶解炉のうちキュポラの場合の算出

キュポラは、原料コークス中の硫黄分がすべて硫黄酸化物として大気放出されるのではなく、一部は製品中に吸収される。このため、実排出量は吸収効率を考慮し以下の式で計算する。

$$q = W \times S \times 10^{-2} \times 0.7 \times (100 - a) / 100$$

W : コークス量 (kg/時)

S : コークス中硫黄分 (%)

a : 吸収効率 (%) 効率設定が困難な場合には 60%とする

ウ 硫黄酸化物の燃料使用基準

硫黄酸化物の燃料使用基準は、硫黄酸化物総量規制地域内で総量規制を適用されない規模の工場及び事業場について適用され、工場・事業場に設置されている全てのばい煙発生施設で使用される燃料(重油、都市ガス等の燃料)の加重平均硫黄含有率の許容限度である。燃料の硫黄含有率の算出は、次式によって行う。

$$S = \sum B_n P_n S_n / (\sum B_{wn} \times \rho)$$

B_n : 通常の燃料使用量 (L/日)

B_{wn} : 通常の燃料使用量の重油換算 (L/日)

P_n : 燃料比重

ρ : 代表的な重油比重

S_n : 燃料中硫黄分 (%)

燃料使用量の区分 (kL) /h	指定地域区分			
	A-1	A-2	B-1	B-2
0.8 以上	総量規制基準の適用を受ける			
0.5 以上 0.8 未満	0.35	0.5	0.5	0.8
0.5 未満	0.35	0.8	0.8	1.0

指定地域区分については、次項の「【参考】地域区分」参照

【参考】地域区分

地域区分		指定地域区分	
A	大阪市の区域、堺市（美原区以外の区域）・豊中市・吹田市・泉大津市・守口市・枚方市・八尾市・寝屋川市・松原市・大東市・門真市・摂津市・高石市・東大阪市・四條畷市・交野市・忠岡町 （大気汚染防止法施行令別表第3の第58号に掲げる区域）	A-1	大阪市の区域、堺市の区域のうちJR阪和線以西の区域（石津川左岸線以南の区域のうち府道大阪臨海線以東の区域を除く）高石市の区域のうち高砂1丁目、2丁目、3丁目、羽衣公園丁、高師浜丁
		A-2	A区域のうちA-1区域以外
B	堺市（美原区）・岸和田市・池田市・高槻市・貝塚市・茨木市・泉佐野市・富田林市・河内長野市・和泉市・箕面市・柏原市・羽曳野市・藤井寺市・泉南市・大阪狭山市・阪南市・島本町・熊取町・田尻町・岬町 （大気汚染防止法施行令別表第3の第59号に掲げる区域）	B-1	岸和田市の区域のうち木材町、新港町、臨海町、貝塚市のうち港の区域、泉佐野市の区域のうち住吉町、新浜町
		B-2	B区域のうちB-1区域以外
C	能勢町・豊能町・太子町・河南町・千早赤阪村 （大阪府の区域のうち大気汚染防止法施行令別表第3の第100号に掲げる区域）		

備考 この表に掲げる区域は、現行の行政区画によって表示されたものとする。